

別紙

諮問第783号～第787号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定及び「関係書類」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者が令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に〇〇児童相談所の担当者と面接又は電話した時の指導経過記録票（受付番号〇〇）」外4件の開示及び「〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て。但し、指導経過記録票、児童票、住民票、戸籍謄本は除く。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年12月18日付けで行った本件一部開示決定及び本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定及び本件非開示決定における非開示情報は、条例16条2号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年7月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年2月10日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月26日（第217回第二部会）から令和4年1月21日（第219回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第783号から第787号までについては、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、「指導経過記録票（受付番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「関係書類」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条2号あるいは6号に該当するとして、本件一部開示決定及び本件非開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報について

本件非開示情報は、指導経過記録票における「面接調査日時」欄、「担当者」欄、「面接調査区分」欄、「面接調査人数」欄、「相談主訴」欄、「要旨」欄及び「詳細」欄並びに「関係書類の記載内容」である。

審査会は、本件非開示情報について、指導経過記録票における「面接調査日時」欄、「担当者」欄、「面接調査区分」欄、「面接調査人数」欄、「相談主訴」欄、「要旨」欄及び「詳細」欄を「本件非開示情報1」に、「関係書類の記載内容」を「本件非開示情報2」に分類した上で、本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

実施機関によると、指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法

律第164号。以下「法」という。) 27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容の経過について、時系列で記録される公文書であるとのことである。

また、実施機関の説明によると、これらの情報は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価及び判断又は児童相談所の運営方針であるとのことである。

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、本件非開示情報1には、面接調査を行った日時、記録の担当者、面接調査の区分、児童相談所職員とやり取りがあった者の人数、児童相談所が該当すると判断した相談の区分若しくは児童相談所が行った援助の区分又は指導経過記録票の対象である児童及びその保護者に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

上記の非開示情報が開示されると、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつのどのような事由を特に重要であると評価・判断しているか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、相談援助の対象となるべき児童やその保護者等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度を取ることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が本件対象保有個人情報2を見分したところ、本件非開示情報2には、開示請求時点における、開示請求者に関する情報を含む、対象となる児童に関

して児童相談所による援助方針の策定に向けて関係機関等から収集した情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しているとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、開示請求時点において、実施機関としてどのような情報を収集する必要があると判断し、その情報を用いて本件対象児童に対してどのような相談援助方針を策定するか決定過程が明らかとなり、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるといえる。

また、非開示部分には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報も記載されており、当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、十分な情報提供を受けられなくなり、本件対象児童に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子